

くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) くにたち市民総合体育館の開室時間を延長することにより、利用者の利便性を高めるため、条例の一部を改正するものである。

くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案

くにたち市民総合体育館条例(昭和57年9月国立市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「午後9時」を「午後10時」に改める。

別表第1中「(第8条関係)」を削り、

「

第一体育室	貸切使用	午前	9～12時	4,800
		午後1	0～3時	4,800
		午後2	3～6時	4,800
		夜間	6～9時	6,400
	個人使用	1種目3時間以内		大人1回
子供1回				150
		午前	9～12時	2,000

第二体育室	貸切使用	午後 1	0 ~ 3 時	2 , 0 0 0
		午後 2	3 ~ 6 時	2 , 0 0 0
		夜間	6 ~ 9 時	2 , 5 0 0
	個人使用	1 種目 3 時間以内		大人 1 回 2 5 0 子供 1 回 1 5 0
第三体育室	貸切使用	午前	9 ~ 1 2 時	1 , 6 0 0
		午後 1	0 ~ 3 時	1 , 6 0 0
		午後 2	3 ~ 6 時	1 , 6 0 0
		夜間	6 ~ 9 時	2 , 0 0 0
	個人使用	1 種目 3 時間以内		大人 1 回 2 5 0 子供 1 回 1 5 0

を

J

r

第一体育室	貸切使用	午前	9 ~ 1 2 時	4 , 8 0 0
		午後 1	0 ~ 3 時	4 , 8 0 0
		午後 2	3 ~ 6 時	4 , 8 0 0
		夜間 1	6 ~ 9 時	6 , 4 0 0
		夜間 2	9 ~ 1 0 時	2 , 0 0 0
	個人使用	1 種目 3 時間以内		大人 1 回 2 5 0 子供 1 回 1 5 0
第二体育室	貸切使用	午前	9 ~ 1 2 時	2 , 0 0 0
		午後 1	0 ~ 3 時	2 , 0 0 0
		午後 2	3 ~ 6 時	2 , 0 0 0
		夜間 1	6 ~ 9 時	2 , 5 0 0
		夜間 2	9 ~ 1 0 時	8 0 0
	個人使用	1 種目 3 時間以内		大人 1 回 2 5 0 子供 1 回 1 5 0
第三体育室	貸切使用	午前	9 ~ 1 2 時	1 , 6 0 0
		午後 1	0 ~ 3 時	1 , 6 0 0
		午後 2	3 ~ 6 時	1 , 6 0 0
		夜間 1	6 ~ 9 時	2 , 0 0 0

に

		夜間 2	9 ~ 10 時	600
	個人使用	1 種目 3 時間以内		大人 1 回 250
				子供 1 回 150

改める。

別表第 2 中「（第 9 条関係）」を削る。

別表第 3 第一体育室の項中「20,800」を「22,800」に改め、同表第二体育室の項中「8,500」を「9,300」に改め、同表第三体育室の項中「6,800」を「7,400」に改め、同表備考第 1 項中「午後 9 時」を「午後 10 時」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後のくにたち市民総合体育館の使用及び利用について適用し、同日前のくにたち市民総合体育館の使用及び利用については、なお従前の例による。